

## 研究ノート

日本版金融ビッグバンと市民生活  
——金融消費者主権は確立されるのか——

紀 国 正 典

## I はじめに

「円の国際化と日本版金融ビッグバン」というテーマを中心とした国際金融論特講の講義準備のために、金融ビッグバン関係の書籍を検索してみると300冊以上もの本が出版されていることを知った。その内必要と思われる書籍に限定して買い進めても100冊近くにもなってしまったが、それ以上の購入は予算的に限界であった。まだ買わなければならない本の出版も続いている。また早くもすでに絶版になってしまっていた書籍もあった。国民の関心がかなり高いのであろう。新聞アンケートをみてももかなり高いものがある。金融とは関係のない事柄にもビッグバンをネーミングするほど、ビッグバンは流行語になっている。まさにビッグバン狂騒である。

学生への講義準備をする内に、このビッグバン狂騒に身を投じることになってしまった。というのも金融ビッグバンは、日本の現在・将来にあまりにも影響の大きい金融改革だったからである。またそれに関する知識は、社会人・生活人として社会に巣立つ学生が常識として身に着けておかなければならないものだったのである。さらに、筆者の現在の研究テーマは、より発達した国際金融システムの動態を形成する国民金融諸要素間の国際競争が、金融の公共性や国際公共性を高める方向に進むのか否か、ということであって、日本版金融ビッグバンはこの研究テーマに重要な示唆を与えてくれるものだったからである。<sup>1)</sup>

以上のような事情で研究ノートとして本稿を取りまとめるに至ったのだが、本稿の目的を整理すれば次の三つとなる。

第1に、現段階での出版・文献情報の特徴を眺めてみることである。すべてを尽くしたものではないがそれでも大体的特徴と傾向をつかむことはできる。出版・文献情報そのものが、国民世論を形成する。また当然のことであるがそれ自体が重要な学習情報であって、これによって市民の学習能力も形成されるのである。

第2に、主要なものに限られているが、金融ビッグバンについての現段階での出版・文献情報を簡単に紹介することである。この問題に関心をもちさらに深く学習しようとする学生諸君の学習案内になればと思っている。ただし、雑誌や大学の紀要文献にも重要な研究成果があるが、ここまで広げると大変なので上述の理由からも、書籍として出版されたものに限定した。

第3に、金融ビッグバンの改革によって金融消費者主権は本当に確立されるのかどうか、この重要なテーマを探ることである。「利用者のための金融ビッグバン」をビッグバン論者や提唱者は掲げているが、筆者はこれに懐疑的である。本当に消費者のための金融システムが構築されるのか、本稿はこのテーマを検討することによって、金融消費者主権を発展させるために必要な理論的・政策的課題を得ようとするものである。本稿では検討課題を提起するにとどまるが、この理論的・実証的な検討は今後の仕事に委ねたい。

## II 日本版金融ビッグバンの登場、背景、経過

日本版金融ビッグバン（金融制度改革）の特徴をみてみると、超大規模型、超急進型、超ドラスティック型の金融制度改革であるということが出来る。アメリカ版ビッグバンとして挙げられるメデー（1975年）やイギリス版ビッグバン（1986年）などは、ビッグバン（大爆発）とネーミングされていても基本的には証券市場改革である。これと比較すれば、日本版金融ビッグバンは証券市場改革にとどまらず、銀行から保険までの制度改革をふくみ、さらに外国為替制度の大改革に至るまでの根底的な金融改革であって、文字どおりのビッグバンの金融制度改革である。しかもこれほどの改革を2001年までのわずか4年ほどで実現しようというのであるから、超ドラスティックというしかない。通常、大規模な改革であればあるほど、それによって金融利権を失う団体との調整や全体の合意などに時間やコストがかかるものであるが、今回この制度改革が合意や実施に

移されるまでの時間たるやきわめて短く、電撃的に猛スピードで事が進められたのである。族議員や業界団体間の利害調整を主たるものとしたこれまでの自民党流の制度改革と比べて異例のものである。

これらを可能にしたのは、橋本首相による超トップダウン方式である。1996年11月11日に、橋本首相が分量にしてたったA4一枚のペーパーを当時の大蔵大臣に示しその具体化を指示してから、すべてが始まった。事前に与党自民党や大蔵省に成案の作成や打診、根回しをしたとの報道やそれを裏付ける出版情報はない。それなら橋本首相が独自に発案・提起したのであろうか。しかし、大蔵大臣を経験し政策通と言われているとはいえ、これほどの大改革を着想できるとは思えない。

日本経済新聞社『どうなる金融ビッグバン』や中村浩二『2時間でわかる図解日本版ビッグバン』など多くの文献が、橋本首相の諮問機関である経済審議会行動計画委員会における金融ワーキング・グループの池尾レポートが、その原案（タネ本）になったことを指摘している。ちなみにこのメンバーは、池尾和人（慶応義塾大学経済学部教授：座長）、柳島佑吉（産経新聞社論説副委員長）、岩田一政（東京大学教養学部教授）である。

金融ワーキング・グループは、1996年10月17日に「わが国金融システムの活性化のために」と題するレポートを報告・発表している。その詳しい内容を知るためには後述の方法を参照していただくとして、要約すれば次のようになる。

「大競争」時代、金融制度間競争、金融市場間競争さらに金融機関間競争が激しさを増し、各国で金融システム改革が進められているが、日本の金融システムの改革の動きは鈍く、諸外国に比べて相対的に劣化している。この改善のために、「生産者」重視の護送船団行政から脱却し、市場メカニズムと自己責任原則に基づく利用者重視の視点に立った抜本的な改革をすすめるべきである。このために金融機関について業態の枠をこえた幅広い競争や規制緩和、競争政策の強化を実施して、「効率的で革新的な金融システム」と「健全で安定した金融システム」を実現する必要がある。さらにこれらと両立できるように規制・監督体制を見直す必要がある。具体的には破たん処理の制度的基盤整備（透明化など）、裁量型行政から市場機能重視のルール型行政への転換（早期是正や情報開示など）、さらに公正競争の確保や不正取引規制の強化などである。

改革の手順・方法については、「改革は漸進的、段階的ではなく……ビッグバン方式

により、遅くとも1999年度末までに改革を全面的かつ一挙に実現すべき」と、ビッグバン方式がここで提起されている。改革方策は具体的に列挙されており、三段階に分けられた年次計画も提起されている。

このレポートの全文、および他のワーキング・グループの報告書、さらには経済審議会行動計画委員会の報告書から審議概要や議事概要についても、経済企画庁の総合計画局ホームページ (<http://www.epa.go.jp>) で公開されており入手可能である。審議や議事概要についても情報公開をすすめる立場は歓迎される。

この金融ワーキング・グループのレポートは、経済審議会行動計画委員会に報告されて審議を受けているが、興味深いことにそこでの当初の議論では、大蔵省委員や多くの委員がビッグバン方式の金融改革に反対の意見を述べている。例えば、1996年10月17日の第4回経済審議会行動計画委員会では次のような意見が出たことが紹介されている。

「この時期に一気に改革を行うのが適切かどうか。もっとグラデュアルに進めるべき。日本版ビッグバンと言っていたが、英国のビッグバンより革命的であり、タイミング、進め方について検討を行うことが必要」「ビッグバンを行う前に、ディスクロージャーの徹底等グローバル・スタンダードに則った制度をしっかりと整備すべき。その上で改革を行わないと副作用が大きい」「ビッグバンで一挙に制度改革を行うべしと本報告書が述べているのに対し、大蔵省はグラデュアルに行うべしと主張しており、大きなところで両者の見解は食い違っている」など、である。

これをみてもビッグバン構想は、少なくとも大蔵省全体の意向を受けたものではないといえる。池尾レポートの内容をとりまとめて橋本首相に提言するなど、それを仲介した大物官僚の介在があったに違いない。

金融ビッグバンの仕掛人を、元国際金融局長で現大蔵省財務官の榊原英資氏と言い切っているのは、現国会議員の海江田万里氏執筆による『ビッグバンこれが真実これは嘘』である。そこには、橋本総理がビッグバン指示のために三塚大蔵大臣と松浦法務大臣を総理官邸に呼んだ時に、総理執務室に同席していたのが榊原英資国際金融局長その人であったことが紹介されており、海江田氏も、「このワーキンググループの報告に一番近くて橋本総理に日本版金融ビッグバンを囁くことのできる人物はこの榊原英資氏ということになる」(p. 21) と述べている。

筆者の推測でも、元国際金融局長で現大蔵省財務官の榊原英資氏ではないかと思われる

る。大蔵官僚が編集した榊原英資序・湖島知高編著『1998年外為自由化とビッグバン』に目を通せば、そこには、「私どもの局長自身の強烈な問題意識がありました（本書の榊原英資大蔵省国際金融局長〔現財務官〕による序をお読みください）」とあって金融ビッグバンの必要性についての榊原氏の序文が掲載されており、さらに大改革の周知徹底方策についての質問に対して、「幸い、私どもの榊原国際金融局長自身が霞ヶ関の歴史上空前絶後（？）ともいふべき最大のスポークスマンであり、さらに審議会の取りまとめをされた大場さんも高名な経済評論家・先鋭な空洞化論者であり」（p. 62）とお世辞が続く。はからずもここでは、海外の金融動向を熟知している大蔵省国際金融局とその大物局長が中心となって首相をたきつけその舞台装置を準備したことが自慢気に語られている。

ところが前掲の日本経済新聞社『どうなる金融ビッグバン』は、元大蔵官僚で当時の首相秘書官である坂篤郎氏が、池尾レポートの「いいとこ取り」をしてビッグバンを取り込んだ張本人という。

金融ビッグバンにはさらに大がかりな仕掛けがあった、というのが岩崎直『ビッグバン新投資戦略』である。それは、「外圧」と官僚の「自己保身」がビッグバンの背景であるといい、「実際、日本版ビッグバンの原案作成にあたっては榊原国際金融局長（当時）、内海元財務官、福井日銀副総裁に加えてルービン米財務長官が関与し、その原案を官政界一の実力者である竹下元首相が承認し、橋本首相が実質的な舵取りをすることになったというのが消息筋では常識」（p. 16）と言う。アメリカも関係してくるとなると少々眉唾もののような気もするが、歴史的に円の国際化や金融の自由化がアメリカの外圧で進められたことを考えると、それも無視できないかもしれない。

1996年11月11日に橋本首相がたった一枚のペーパーの具体化を大蔵大臣に指示してから、制度改革作業はこれほどの規模の大改革にしては信じられないほどの猛スピードで進められた。11月15日には、大蔵大臣から証券取引審議会、企業会計審議会、金融制度調査会、保険審議会、外国為替等審議会という5審議会に総理指示にそった具体化の検討の要請がある。改革のフロント・ランナーとの位置づけの下に、翌1997年1月16日には、早くも外国為替等審議会の答申が出され、5月16日には「外国為替および外国貿易管理法」改正案が国会において可決・成立する。6月6日には企業会計審議会が、6月13日には証券取引審議会、金融制度調査会、保険審議会がそれぞれ最終報告書や答申を

発表するが、驚くことにそれと同日の6月13日に大蔵省が「金融システム改革のプラン——改革の早期実現に向けて——」と題する具体的な改革プランを公表しているのである。これによってビッグバンの基本的具体的計画が完成した。住専処理にみられた問題先送りで腰の重い大蔵省にしては、驚くほどの早わざである。なお橋本総理の指示ペーパー、その後の進展動向、各種の審議会の答申・報告書などの資料については、大蔵省ホームページ (<http://www.mof.go.jp/big-bang>) で詳細に公開され入手可能であることは歓迎される。もちろん国民の知りたい情報の公開を進める立場ではなく、もっぱら改革の宣伝に力を入れているからであろうが。

そして、今年1998年になって、3月には純粋持ち株会社や金融持ち株会社の解禁、4月には改正外為法の施行、さらに6月には金融システム改革法案が通常国会において可決・成立しこれらが今年の12月に実施されることになり、改革の舞台は現実の段階に移った。

ところがこれらの経過を振り返れば、何か疑問を感じるのである。橋本首相が指示して各種審議会の報告が発表されるだけでその後続々と現れるビッグバン関連の出版物はそれらが自明の理であるごとくに、またすでに国会で決定されたかのごとくに取扱った。新聞界は、日経新聞もふくめて橋本首相のビッグバンを社説で歓迎した手前かもしれないが、国会審議がまだなされていないのに、改革の内容がすでに決まっているかのごとくその内容を解説することに腐心した。筆者がこの6月の通常国会での金融システム改革法案の審議状況をつかむために各種商業新聞に目を通したが、審議状況についての報道が少なく、この法案が国会で可決・成立したことを報じる記事の扱いが小さくて見逃すところであった。これも国会で自明のごとく取扱われて審議が低調だったからだろうか。

日本版金融ビッグバンの第1の問題点として指摘できるのは、これほどの大改革でありながら、国民審議・国会審議が恐ろしく不十分であったことである。マスコミや出版などのメディアの大宣伝で、もはや避けることのできない道であるかの雰囲気を作られたことは否定できない。

ところで金融ビッグバン改革の必要性について国民的合意を得るために、施政者の常とう手段であるところの「大国を目標とする手法」と「危機意識をあおる手法」が用いられている。橋本ペーパーは日本の金融市場が欧米と比べて遅れており、2001年までに

「NY・ロンドン並の国際金融市場となって再生することを目指す」との目標を掲げる。池尾リポートも、「相対的に劣化する日本金融システム」と「空洞化の危機」をビッグバン改革の最大の根拠にあげる。

ビッグバン改革の必要性・根拠を説明したほとんどの出版物が（ビッグバンに批判的なものまでも）、これらを引き合いに出して、日本の金融空洞化の具体例を示すことから始める。例えば、株式の時価総額や取引額が減少しているとか、外国籍金融機関の日本撤退が続いているなどである。しかしこれについて筆者は疑問をもっている。バブル崩壊後、膨大な不良債権を抱えていて、しかも景気が低迷している状況のなかで、株式時価総額、株式取引量などが低調になり、儲けが少ないから外国籍金融機関も活況のある地域に移転するのは当然なのである。

このことに関して問題提起した書が1冊だけある。山口義行『金融ビッグバンの幻想と現実』である。そこでは、空洞化が強調されているわりにはその事実を実証するものが示されていないこと、さらに大蔵省証券局による現地実態調査（小泉龍司「ロンドン市場における日本株取引きについて―証券市場の空洞化の議論をめぐって―」『月刊資本市場』1995年4月号）によれば空洞化の事実は確認されなかったことが述べられている（pp. 146～152）。金融空洞化については、政治的な俗論にだまされることなく、科学的・学術的な検討がいつそう必要ということになろう。<sup>2)</sup>

### Ⅲ 日本版金融ビッグバン総論

日本版金融ビッグバンについてのおびただしい解説本が出版された。総論的なものから各論的なものなど、非常にバラシティに富んでいた。図解本、漫画本、ビッグバン辞典からビッグバン経済小説、さらに『アホの坂田のビッグバンってなんでんねん?』飛鳥新社まで出版されていて驚いた。

図解本が多かったのも特色である。しかも実に分かりやすい。忙しい現代人のために短時間で重要なポイントを理解出来るように仕立ててあるのだろう。末尾の参考文献について「図解版」と「非図解版」に分類した。なお、「図解版」というのは、全体や見開きのほぼ半分が図で構成されているものであって、「非図解版」に図がない訳ではない。なかにはかなりの図が挿入されているものもある。

内容が総合的で図解も明瞭なのは、産経新聞編集委員『図解ビッグバン最終報告』である。金融ワーキング・グループの委員でもあった柳島佑吉（産経新聞論説委員）もその執筆に加わっているからではなからうが、肯定的な立場に立っていてもビッグバンの問題点の指摘も的確で、全体として明快である。また日本経済新聞社『日本版ビッグバンQ & A』も総合的で逐次解説もあり、明快である。さらに中村一城『ビッグバンで銀行・証券・保険崩壊の危機』と、その漫画本もよくできていて、入門的に楽しむには最適である。

ビッグバンで使用されている用語やキーワードについて調べる時に役立つのが、金融財政事情研究会編『金融ビッグバン用語辞典』金融財政事情研究会、および同編『ビッグバン業務戦略』、さらに銀行研修社『ビッグバン営業戦略Q & A』などである。

末尾の参考文献について、「注文的・警告的」「中立的・学習的」「肯定的・楽観的」と、一応、三つに分類してみた。「注文的・警告的」分類には、ビッグバンに否定的な見解のものは当然含まれるが、ビッグバンに肯定的なものであっても、問題点の指摘や注文が的確であったり、それが多ければここにふくめた。筆者の考えでは、金融ビッグバンをめぐる争点は、複雑な要因がからまっており、一律に肯定、否定と単純に割り切れないものがあるからである。「肯定的・楽観的」分類には、ビッグバンに肯定的なものやビッグバンの見通しに楽観的なもの、そして注文があってもその扱いが軽いものをふくめた。「中立的・学習的」は、いずれとも決めかねるものを入れた。ただし、実際には厳密な区分は困難で、この分類は、あくまで筆者の印象的なもので、いちおうの参考程度のものであることを断っておきたい。

日本版金融ビッグバンの詳しい内容についてはそれらの文献などを参照してもらおうとして、本稿の進展に必要な範囲で、その内容についてふれよう。

橋本首相の提唱した「我が国金融システムの改革—2001年東京市場の再生に向けて—」と題するペーパーは、フリー（Free）、フェア（Fair）、グローバル（Global）という改革の3原則を提起している。それによれば、フリーとは「市場原理が働く自由な市場」のことで具体的には「参入・商品・価格の自由化」が示されており、フェアとは「透明で信頼できる市場」のことで具体的には「ルールの明確化・透明化、投資家保護」が示されており、グローバルとは「国際的で時代を先取りする市場」のことで具体的には「グローバルに対応した法制度、会計制度、監督体制の整備」が示されている。



これらの改革の3原則は、前述したように5審議会の答申を受けてより具体化され、1997年6月13日に大蔵省が発表した「金融システム改革のプラン—改革の早期実現に向けて—」と題する詳細な改革プランにまとめあげられている。前述したようにこの内容も大蔵省ホームページで公開されている。これに沿って、その具体的改革内容をみてみるとしよう。

フリーの具体的改革内容については、次の六つの競争制限規制・垣根が解除され自由化されることだと整理した方が、理解しやすい。大蔵省のまとめたフリーは、(1)投資家・資金調達者の選択肢の拡大、(2)仲介者サービスの質の向上および競争の促進、(3)利用しやすい市場の整備と、消費者の利益や便宜を高めるかのごとくこの三つの項に整理され並べられているが、それらが必ずしも実現できるかどうか疑わしいからである。

第1が、銀行（長・短・信託銀行間）、証券、保険の業務範囲規制の解除・自由化である。これには、証券総合口座の導入、銀行による投資信託・保険の窓口販売、普通銀行の社債発行がある。

第2が、価格・手数料規制の解除・自由化である。これには、株式売買委託手数料の自由化、保険料自由化（当面火災保険・自動車保険）がある。

第3が、金融商品開発規制の解除・自由化である。これには、私募投資信託・会社型投資信託、証券デリバティブの全面解禁、外国為替業務の自由化がある。

第4が、銀行（長・短・信託銀行間）、証券、保険の業態規制・垣根の解除・自由化である。これには、金融持株会社の解禁、業態別子会社の業務制限の撤廃、保険と銀行・証券が業態別子会社方式で相互参入するなどがある。

第5が、事業参入規制の解除・自由化である。これには、証券会社の免許制から登録制への移行、外国為替業務の自由化も含まれる。

第6が、内外金融分離規制の解除・自由化である。これには、外国為替業務の自由化、海外預金の自由化、対外貸借の自由化、居住者間の外貨建て取引の自由化、国境をこえた証券取引の自由化、対外直接投資の自由化がある。

小規模な改革からより大がかりなものへと進んだ手前、第6の内外金融分離規制の解除・自由化が最後に整理されることになったが、ビッグバン論者のいうことにはこれがビッグバンのフロント・ランナー（先導役）なのである。実際、改正外為法の答申とその施行は国内の諸改革に先んじて実施された。なおこれに関して、元日銀理事で現国会

議員である鈴木淑夫氏は『ビッグバンのジレンマ』で「規制緩和を漸進的に行なえば外為法改正に伴って金融空洞化が進むかもしれない。そうだからといって一挙に行なえば、日本の金融システムが動揺を起こすかもしれない」(p. 48)とジレンマを指摘する(驚くことに彼の国会質問で橋本首相もこれを認めたという)。また体力の弱った日本の金融機関が準備期間もなく突然に海外との競争にさらされることへの懸念を表明する意見もある。前掲の榊原英資序・湖島知高編著『1998年外為自由化とビッグバン』は、これらの批判に応えて、「国内準備が完全にできていなくても、十分機は熟しているとみるべき…むしろ欧米、アジアの動きを見ているとラストチャンス」とか「これまでも『規制緩和』を相当やってきており…今回の外為自由化はさらに大きく踏み出すものであり、国内システムの改革を推進するテコにしたいと思っていますが、その総仕上げ」(pp.36~37)という。グローバル競争にあおられ国内の現状を無視してでも冒険的な競争原理に賭けていこうとすることが、正直に告白されている。

フェアの具体的改革内容についてみてみよう。

第1が、自己責任原則の確立のためのディスクロージャーの充実・徹底である。これには、連結財務制度、時価会計制度の導入が挙げられているが、これは次にみるグローバル政策でもある。

第2が、ルール違反への処分の積極的発動である。これには、金融監督庁による監視の充実、早期是正制度、インサイダー取引の罰則強化などが示されている。

第3が、投資家保護である。これには、分別管理の徹底、投資者保護基金制度、保険契約者保護機構の創設、投資サービス法の制定が挙げられている。

グローバルの具体的改革内容については、連結財務制度、時価会計制度の導入が示されているだけであるが、これは上のディスクロージャー政策とも重なっている。

このように、フリー、フェア、グローバルと新鮮な響きのあるネーミングで順序立てられ、いちおうフェアが理念に掲げられているので思わず同調しそうになるが、実はここに重大な問題が潜んでいるのである。フェアという言葉や目標が提起されておれば、それで良いというものではない。

第1に、フェア(公正性)はフリーとセットであろうとなかろうと、それ自体が最優先されるべき人類の絶対的・普遍的公準である。

いかなる社会体制・経済体制であろうとも、政治、行政、経済のいかなる面において

も、それ自体で追求されるべき価値理念である。フェアはフリーの補完物・従属物ではないし、ましてその飾り物ではない。

第2に、フェアは現在の日本の金融システムにとって、国内的にも国際的にも、最も求められている緊急の最優先課題である。

いわゆる「護送船団行政」のもとで築かれた大蔵省と大銀行・大証券会社との癒着・腐敗、その一方の当事者である金融官僚の独裁的・密室的裁量行政、不透明行政、接待・汚職行政、問題先送りと無責任行政、他方の当事者である大銀行や大証券会社の政治家・暴力団との癒着・腐敗、政治家・暴力団・一部大口投資家への損失補填や優遇、簿外債務や粉飾決算などの不正経理、破たん後に毎度公表以上にふくれあがる不良債権などの不透明性、これらの不正を放置し、摘発・監督をおろそかにした官僚の腐敗・汚職と無能ぶり、さらに日銀の汚職・腐敗、水増し貸金疑惑と粉飾報告、不正なインサイダーの情報提供などと、ここに枚挙すればきりがなほどの構造的なアン・フェアの極みによって日本の金融システムは汚染されている。日本型金融汚染の最大の特徴は、公正・厳正であるべき規制・監督機関が汚染されていることであって、より深刻である。

これにより国民や一般消費者・投資家から不信と疑惑の目でみられ、一般投資家の株式市場離れや金融システム不安を引き起こし、とりわけ国際社会や外国の投資家から不信感を突きつけられ、日本売りや日本の金融機関に対する割り増し対価、いわゆるジャパン・プレミアムを引き起こしているのである。

フリーを現状より拡大しない場合にも、この構造的アン・フェアの抜本的解決は緊要の課題である。日本的金融風土といってもよいこの染み着いた体質を一掃するためには、これだけでも大改革が必要となる。フリーの拡大との抱き合わせによって、この解決が促進される訳ではない。むしろこれらの課題があいまいになってしまう恐れの方が強い。現にビッグバンの具体的改革をみても、金融機関に対する市場規律への言及はあるが、金融官僚や規制・監督機関の職業倫理・規律の保証についての具体的改革は提起されていない。大蔵省の役人が金融ビッグバンでやけにはりきっているとの報道も、これゆえかと疑いたくなる。構造的アン・フェアの解決があいまいなままにフリーが拡大してゆけば、日本の金融システムにとって、そして国民生活にとっても最悪の局面が訪れるかもしれない。

第3に、フェアはフリーと異なって、アダム・スミスのいう「神の見えざる手」に

よって自由放任的・自動的に導かれる性質のものではない。それどころか「神の見えざる手」によって足下を掘崩されるという構造的弱点（規制の権力的偏向性）を抱えているのである。

競争の拡大・強化は、それだけで、金融機関に競争に勝ち抜くための過酷な生存競争を引き起こし、結果はどうであれ生産性向上や効率性を高めるための方策を取らさせる。これに対して公正性を保証するための規制や制度装置はそのようにはいかない。なぜなら、このための規制はどのようなものであれ金融機関のコスト（費用）を高めるもので、それとのトレード・オフの関係（二律背反の関係）にあるからである。これが金融サービスの生産者側に規制を回避したり、無力化させたり、それを形骸化させたりする持続的な誘因となる。ルール無視の詐欺師や悪徳業者に超過利潤が発生するのはこのためである。加えて金融の生産者側には資金、専門知識・経験、専門技能・技術、運用情報や経営情報、雇用機会などの経済権力が集中しており、これを利用して規制の回避や無力化その形骸化を企てることが可能である。金融生産者の規模が大きければ大きいほど、そしてその数が少なければ少ないほど、これらの経済権力はより強大なものになる。なお本稿における「権力」という用語は、他人の自由な意思決定をねじまげ自分に有利なように支配することのできる諸力という意味で使用する。

さらにこの経済権力が政治や官僚、規制・監督機関に対して人脈や政治献金、賄賂や高給雇用、ロビイスト活動によって影響力を及ぼすほどになってくると、規制の形骸化や無力化だけでなく、自分に都合のよい規制を導入させるようになる。政治・官僚機構の側にも、巨額の公的資金、専門知識・経験、専門技術・技能、行政情報などの政治権力があり、これは単一独占であるので非常に強大であり、国民はこれ以外の選択肢はなくこれから逃れられない。経済権力と政治権力が結合した政・官・財癒着の構造は、どのような社会体制・経済体制であってもこれほど国民にとって恐ろしいものはない。

これらの構造的弱点を克服するためには、規制や制度装置は形式的なものや表面的に整備されたものではなくその実効性があるものが求められるし、その実効性や有効性を持続的に点検・監査できる国民的規制・制度装置を伴わなければならないし、より有効で実効性のある方式や方法が持続的に研究・開発・実施されなければならないし、この点検・研究の材料として金融機関と規制・監督機関に対する情報公開が必要になる。

第4に、フェアがフリーの拡大とセットで取り扱われる場合には、フェアはそれ

だけよりいっそう強められるべきものである。

フリーが拡大すればするほどそれだけ、市場の失敗を防止するためにもフェアはより大きな役割を持たされることになる。先にも述べたように競争や市場原理・自律性の拡大が自動的に市場規律や公正性を高めるものではない。フリーがフェアを侵食するのが構造的な、そして歴史上の法則である。フリーの拡大が善良な消費者に不当にリスクを押しついたり、リスクを多面的に拡大してそれを制御しきれずに金融システム全体を、金融災禍、金融災害にまで至らしめた歴史的経験を忘れてはならない。

競争制限規制を解除すれば、それに見合っただけで公正性・安全性・健全性を確保するための再規制や規制強化が必要になるし、その実効性が求められる。日本の場合には、フリーを拡大しない場合にもフェア整備のための多くの課題が残されているし、加えてフリー拡大にともなうフェアの実効性を保証するために、そして安全性・健全性を高めるために、再規制や規制強化も必要になる。またフリーの様式変化に対応したより有効で実効性ある方式や方法が、研究・開発・実施されなければならない。

第5に、以上のことから、フリーの拡大とセットで提起される場合でも、フェアが、そしてその実効性が最優先されるべきものである。フェアを筆頭に挙げるべきであり、フェア、グローバル、フリーの順序で、提起しても良いものほどのものであったろう。フェアが制度整備やその実効性の面で十分でなければ、フリーは後回しにするべきである。

グローバルについても、日本独自の方法を開発して最先端のフェアを整備できれば、そしてその優秀性が国際的に認められ普及してゆけば、それが自ずから事実上のグローバル・スタンダード（ディフェクト・スタンダード）になる。その点では、橋本ペーパーにおけるグローバルについての、「国際的で時代を先取りする市場」という表現は適切であるが、実際の内容は英米型のスタンダードに対応させるというものであって、そこには最先端のフェア（日本版グローバル・スタンダード）を開発・装備するという意気込みはない。

日本版金融ビッグバンの第2の問題点として指摘できるのは、以上に述べたことから自明であるが、フリーが優先され、フェア（公正性）が実質的に軽視されて後回しになり、その結果フリーの拡大と比較して立ち後れることである。上にみた日本版金融ビッグバンの項目を一見したところでも、フリーの具体的豊富性と比べて、フェアの項目・

内容は具体性に欠け貧弱であり、実効性に疑わしいものがある。しかもフリーが時間的にも優先されており、フェアがディスクロージャーや投資サービス法にみられるようにその検討・実施は後回しにされている。投資サービス法の議論はようやく始まったばかりという。日本版金融ビッグバンは、現在の日本の金融システムに最も求められているところの、フェアの基盤整備に必要な以下の重要諸課題を積み残しての、先送りしての、形を整えただけの見切り発車であった。

第1の課題は、最初に検討・開発・実施するべきであったことだが、金融消費者・投資家の一元的保護のための「金融消費者保護法」の制定と公正・厳正にその執行にあたる公的機関・責任部局の確立である。

アメリカの金融自由化やイギリス・ビッグバンでも、フリーの拡大が実施される時には、あらかじめ金融消費者保護のための法律や制度も検討・準備されていて、同時実施された。これと比べてもいかに日本がでたらめであるかが分かる。

さらに、現在大蔵省で検討されつつある「投資サービス法」が、このような金融消費者保護法になるかどうか、疑問である。前掲の海江田万里『ビッグバンこれが真実これは嘘』は、1997年2月に国会予算委員会で「金融改革にともなう一元的な消費者保護の法律」を作るべきだと大蔵省を追及したが、確たる回答を得られなくて、次のようにいう。「わが国には1968年に成立した『消費者保護基本法』という法律がある。この法律は表向きは美辞麗句が書かれているが、実際の生活でどれだけ消費者保護の役割を果たしているかという、その効果はほとんどないというのが、消費者運動などに携わっている人々の意見である。もし新しく生まれる『金融サービス法』がまた骨抜きになるようなら、必要に応じて国会で、修正案を出さなければならなくなるだろう。私はどうも新しく準備される法律が『金融サービス法』という名前であることが気にかかる。アメリカのように『消費者保護』の名前がついたほうがより直截的になるのだが、『金融サービス法』という名前で消費者保護が後退するのではないかという懸念が捨てきれない」(p. 219)。

楠本博『日本版ビッグバンのすべて』は、「欧米のように利用者保護規定や保護機構が整い、利用者を守る法的環境がきちんと整っているところなら……金融・証券市場の活性化を実現できるだろう。しかし、規定や機構それに慣例が整っていないわが国で、ビッグバンを安全機構なしに押し進めていくと、利用者の犠牲が多発し、わが国金融・

証券市場への利用者の参加はおろか逃避すら生じかねない恐れがある。」(p. 216) と警鐘を鳴らす。

第2の課題は、一般消費者が実際に金融機関を有効に選別・監視できる程度・水準までディスクロージャー（金融・経営情報の開示・公開）を高めることができるかどうかである。

ビッグバン論者は、ディスクロージャーによって金融消費者が金融機関を選別・監視することができることによって市場規律が高まるといふ。しかしこの実効性を確保するとなると、口でいうほどそれは簡単・容易なことではない。消費者や一般市民が金融機関を有効に選別・監視できるためには、第1に、ディスクロージャー情報が、その判断に必要で十分なほどの範囲と量であることであり、第2に、その判断は安全性・健全性だけでなく公正性の観点からの判断も可能なものでなければならないことであり、第3に、ディスクロージャー情報が正確であることであり、第4に、より新しい情報を必要な時にいつでも入手できることであり（タイムリー・ディスクロージャー）、第5に低コストで容易に入手できることであり、第6に一般の消費者が理解できるよう工夫されたものであること、などが必要である。

「タイムリー性」と「低コスト性」については、例えば、インターネットのホームページに掲載することで、消費者のアクセス・コストだけでなく金融機関にとってもディスクロージャー誌などの印刷コストや作成コストを削減できる。

さらに「理解性」については、難解で金融機関の宣伝にしかならないディスクロージャー誌は改善するべきであり、一般消費者が理解できるような分かり易いディスクロージャー方法の開発にはそれほどコストもかからない。財務情報の分析については、専門的で分析能力をもった格付け機関か、後述する独立した公正で厳正な第三者の格付け機関によって、さらに金融オンブズマン活動などによって補完されなければならない。

しかし、一番の問題が、ディスクロージャーの根本にかかわる「十分性」と「正確性」についてである。この点で日本の現状をみるとビッグバン計画が進行しつつあるというのに、とうてい満足できるものではない。

不良債権についても開示方法が改良されるたびにその額は増加するし、破たん後に公表額以上であったことが判明するという始末である。金融機関の不良債権についての自己査定の開示に日銀速水新総裁は積極的であるが、しかし金融監督庁がこれに反対して

いる現状である。それが憶測を呼んで、国内だけでなく海外の投資家からも信用されていない状況が、日本の金融システム全体に対する不信任にまで拡大している。また企業の内部監査はいうまでもなく外部監査も形骸化して機能していない状況では、金融機関が公表する財務情報をどの程度信頼してよいのか疑問も残る。

一般に企業は（とりわけ信用関係で成り立っている金融機関は）、できる限り不利な情報を隠したり、粉飾しようとする。不良債権隠しや粉飾のために、子会社やノンバンク、さらに幽霊会社やペーパー・カンパニーが利用されたり（いわゆる飛ばし）、監督当局の監督権限のないところや山一証券の簿外債務のように海外のタックス・ヘイブンが利用されたりしたのである。金融機関は経営危機のときほど、情報開示に消極的になる。情報開示の必要性が高まる金融危機のときほど、金融機関は不利な情報を隠そうとするのである。<sup>3)</sup>

前述したように、金融の生産者側には資金、専門知識・経験、専門技能・技術、運用情報や経営情報、雇用機会などの経済権力が集中している。金融生産者とは、直接金融、間接金融の違いはあるが、基本的には貸し手と借り手との仲介業者であり、彼の下には貸し手に関する情報と借り手に関する情報が集中しており、それらを出会わせるのが金融技術・技能である。これらの情報や技能・技術そしてその知識・経験などの運用情報は生産者に蓄積されることになり、これらが営業資産となる。これらが企業秘密として外部から遮断されている程度で内部化する。内部化している限り、かれらはその内部で、内部化された情報を利用して、正当な利益だけでなく、それらを自分たちに都合よく操作して、不当な利益をひねり出すことも可能となる。内部化が高ければ高いほど、相場の誘導・操作による利益創造、投資信託の利益の付け替え、特定顧客への利益供与や損失補填、不良債権や損失隠し、粉飾決算、裏金での接待、何でもありのブラック・ボックスが、金融の生産者側で可能となる。（ただし、貸し手が借り手あるいは借り手が貸し手を直接選択する割合、直接金融度合いが強くなるにつれて、この内部化の程度は低くなる。）

ディスクロージャーというのは、営業の秘密を盾にとって不当な金融術策を可能とする情報の私有制（内部性）を確保しようとする金融機関に対して、その公共的役割を示して情報の公共性（外部性）を広げようとするせめぎ合いである。だから実効性のあるディスクロージャーのためには、強制的で標準化されたものが必要で、このミニマムの



水準を「判断に十分な」程度まで高めていく必要がある。金融機関の自主性にまかせていては改善はありえない。日本で金融機関の社会的責任のあり方に批判が高まって、1981年に銀行法が改正され新銀行法が成立したとき、ディスクロージャーは銀行の努力規定になった。それ以降長年が経過しても、ディスクロージャーの貧弱性や銀行の閉鎖的体質はまったく変わらなかったのである。

「正確性」を高めるためには、虚偽報告や粉飾操作には厳罰をもって対応することが必要であり、さらに規制・監督機関の厳格で有能な検査・監視体制によって補完される必要がある。しかし後述するようにこれ自体が問題視されている。

ビッグバン計画には、以上の基準を満たすような具体的計画や措置はない。ディスクロージャー誌の設置を義務づけるとかが伝えられてくるが、それでごまかせるものではない。不完全・不十分な情報は、憶測や不安心理を高め悪影響を与えるだけである。これが預金者の狼狽・過敏行動を引き起こし、経営危機のうわさや憶測で預金流出、流動性リスクそして銀行破たん、さらに後述するようなシステム不安を引き起こしているのが現状である。

なお、時価会計と連結決算制度は、ビッグバンと騒がなくても、すでに国際会計基準委員会で標準化が検討されていることである。ただし日本についてはその厳格な運用が可能かどうかという課題は残るが。

多くの文献が、金融機関のディスクロージャーの促進を要求し、不十分・不完全なディスクロージャーのままでは消費者にリスク（損失）や自己責任だけが押しつけられることに警鐘を鳴らしている。向寿一『金融ビッグバン』は、金融機関の株主総会に預金者も参加できるようにすることで、ディスクロージャー効果を高めることを提案する。しかし株主総会そのものがコーポレート・ガバナンス（企業統治）としての役割を形骸化させている状況では、その改善が先決であろう。

第3の課題は、経済犯罪や不正取引、企業犯罪や悪徳業者に対する規制や罰則そして運用の強化、法令順守（コンプライアンス）体制の強化である。

日本の現状はというと、他の先進国と比べてこの点で非常に遅れており、経済犯罪者や企業犯罪にとっては天国と言われている。企業ぐるみの不正・犯罪でもそれに係わった個人が軽微な罪で処理されてそれで終わりという、法制度の現実である。

デリバティブを利用し、顧客をカモにして金を巻き上げる外資系金融機関の手口を紹

介した内幕本『大破局（フィアスコ）』の執筆者で、米大手証券モルガン・スタンレー元社員、現在は米サンディエゴ大助教授であるフランク・パートノイ氏は、毎日新聞社のインターネットを通じたインタビューで、次のようにこたえている。

まず、「どうすれば危険な取引を駆逐できるのか」の質問に応じて、「大切なことはデリバティブを使った詐欺師を告発する力をもつことだ。詐欺師と戦う手段は、投資家が彼らを訴える環境をつくるしかない。しかし日本には情報開示を求めるルールや厳格な会計規則はない。複雑な規制もネックでこれらの改革が不可欠だ。ビッグバンは罰則や訴訟する権利が伴わなければ機能しない。投資家が告発をためらわない意識も必要だ。」という。

さらに「仕組みを変えずにビッグバンが進むと詐欺師だけが笑うことか」の質問に応じて、「そういうことだ。日本企業は法令順守から避ける手段があり過ぎ、捕まることもほとんどないから、詐欺師だけが大きくうける。」（1998年6月7日付け毎日新聞）と語る。

菊池英博『銀行ビッグバン』は、「日本の現状を考えると、業態間の垣根を取り払って、完全自由な市場を作り上げる前に、英米諸国が50有余年かけて作り上げてきた『公正なルール』と、その施行を保証する『インフラ作り（監視体制の強化、法体制の整備、新たな規制、税制改革など）』を早急に行うべきである」（p. 131）と提案する。

第4の課題は、これも日本版金融ビッグバン計画から具体的に見えてこないことだが、厳正で有効な監視・検査・監督体制を構築できるかどうかである。

大蔵省は、山一証券の簿外債務を黙認していたり（示唆したとの報道もある）、賄賂・接待によって不良債権の検査に手心を加えるというその腐敗ぶりに国民から厳しい批判を浴びた。大蔵省から分離して金融監督庁がこの6月に発足したが、職員は大蔵省からの横すべりで、旧大蔵行政と同様の手法を継承しており、情報開示にも消極的である。さらに、増員要求しているというものの人員は403人と少なく、この内金融検査官はわずか151人である（1998年8月28日付け朝日新聞）。また、金融危機管理委員会では、公的資金導入にあたって、ずさんな審査が行われていたことが批判され（1998年9月2日付け新聞）、さらにこれに関する大蔵省の検査では、不良債権隠しの手口の一つであるいわゆる「飛ばし」を黙認していたことも報じられた（1998年8月30日付け新聞）。

アメリカの監督官庁は、強力な行政権限や司法上の捜査権限をもち、大型コンピュー

ターなどの装備もそなえ、金融検査官は約8000人にもなるという。例えばSEC（米証券取引委員会）をみても日本の6倍以上になる3000人もの有能で公僕精神の高い専門的スタッフをそろえている。今後、証券業をアメリカと同様の登録制にするのであれば、この改善は必須である。

このような貧弱な検査・監督体制で、金融持ち株会社の解禁によって今後生まれることになる巨大総合金融機関（金融コングロマリット）や、これによる利益相反取引、インサイダー取引行為などの不正取引に対して、有効な監視・検査・監督は本当に可能なのだろうか。今後、外資系金融機関がぞくぞく日本に上陸することになるが、日本の金融当局には捜査権限がないこれらの外国籍金融機関に対する有効な監督体制が可能なのだろうか、疑問は多い。

ビッグバン前例国のイギリスにおいても、同様の問題が指摘されている。コーリン・チャップマン『ザ・ビッグバン：ロンドンシティは生き残るか』は、「金融サービス法の管理方法を注意深く見てみると…政府の管轄省庁が人員不足であることに加え、職員自体も経験不十分、不適切であり」（p. 244）と、金融サービス法の執行体制についての問題点を指摘している。

淵田康之『証券ビッグバン』は、「グローバル・スタンダードとか、アメリカ並の市場をとか一方と言う人は多いが、日本の証券市場の法や規則とは比べものにならないほど分厚く詳細な、アメリカ証券市場のルールブックを見たことがあるのであろうか。またアメリカのSECが、日本の大蔵省や証券監視機構とは比較にならないほど証券市場に関して強大な権限を有し大所帯的な組織であることは理解されているのだろうか。日本の多くの議論は、あまりに単純で無邪気なものに思われてならない」（p. 206）と批判する。

最後に、第5の課題となるが、今、日本の金融システムに最も求められながらも日本版金融ビッグバン計画に具体性が欠けているのが、護送船団方式によって築かれた政・官・財の癒着体制を現実に打破できるかどうか、その実効性ある制度を構築できるかどうかである。事前の裁量行政から事後のルール行政への転換が叫ばれているが、具体的な実効性が見えてこない。

裁量行政、接待行政、不透明行政、密室行政、無責任行政との決別、官僚犯罪・不正・職務怠慢に対する厳罰と責任追及、関係業界への天下り禁止、関係業者との癒着の厳格

な禁止、財政と金融の分離、厳正・公正・倫理性・専門性の高い金融公務員の育成、そしてこれらを制度的に担保できる施策が必要である。与党の議員立法で国会に提案された「公務員倫理法」は、先の通常国会で継続審議の扱いになったというが、本当に厳正で有効であるのか疑問も残る。中尾茂夫『ビッグバン岐路に立つ日本マネー』は、ビッグバン後も大蔵省支配が継続すると危ぐする。

さらに、規制・監督者（行政・官僚）の国民に対する情報公開（行政情報の開示）を法制化することによって、国民的監視・監督の制度化とその実効性を確立しなければならない。改革後の日銀政策委員会のように、一定期間後には政策立案過程や政策決定過程について議事録の情報開示をおこない、公的な意思決定過程の透明度を高める必要がある。また法規や規制、ルールの解釈は事前に明示し、それについて説明する義務をもち、その説明を公開することを義務づける必要もある。金融監督庁は検査結果の開示に消極的だが、行政・公的機関について、職員の給与体系、業務方法、検査方法や検査結果の情報開示は必要である。この行政情報の開示義務は、行政官庁だけでなく日銀、預金保険公社、金融危機管理委員会などすべての公的機関がその対象になる。

この点で注目すべきは、官僚の介入を排し、進歩的な学者も参加して決められたといわれている、行政情報の公開を定めた「情報公開法要綱案」である。1998年3月に閣議決定されて先の通常国会に提出されたが、これも継続審議扱いになっている。ただし、この法案は、国民の知る権利が明示されてなかったり、不開示情報の規定があいまいであったり、特殊法人に適用されなかったりという欠陥をもっている。お隣の韓国では、すでにこれらの欠陥を克服した「情報公開法」が1996年11月に国会で可決・成立し、1998年1月からアジアで初めて実施に移されるという。<sup>4)</sup>

日本版金融ビッグバンの解説本は、前述したように楽観的シナリオと悲観的シナリオに分けることができるが、このいずれが正しいのかを検証するのが次の問題点である。

日本版金融ビッグバンの第3の問題点として指摘できるのは、銀行や金融機関が現在も抱えている膨大な不良債権に対する驚くほどの過小評価、楽観的態度である。橋本首相の指示したペーパーには、「市場の改革と金融機関の不良債権処理を車の両輪として進めていく必要がある」とある。不良債権はそれほど軽いのか、本当に山は過ぎたのか、懐疑心一杯の私などは、ビッグバン構想が提起されたときに、正直驚いた。

その後、早期は正措置の前段階として実施された金融機関による不良債権の自己査定

でも、広義の問題債権（第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ分類）は約76兆円という膨大なものであった（1998年1月13日付け新聞）。これほどの不良債権の処理を抜本的に進めるだけでも、大変なコストである。とてもビッグバンの改革までは手が回らないはずである。日本の政治・金融行政が最も優先すべきは、不良債権を早期に抜本的に解決して、金融システム全体を強化することであった。この不良債権の実際について、情報を把握している大蔵省がその先頭に立つべきであった。ところが大蔵省の作成した金融ビッグバン計画のどこにも不良債権処理を早期に抜本的に進めるための具体的・計画的処方箋はない。サービサーや資産担保証券（ABS）の発行、特別目的会社の設立などの小手先の細工が並んでいるだけである。前掲の日本経済新聞社『どうなる金融ビッグバン』は、「大蔵省が池尾報告をいいとこ取りした」ため「橋本政権が示したビッグバン構想で不良債権処理の仕組みが明示されていない」（p.5）ことになったのだという。

池尾レポートは、今後の望ましい金融システムを明らかにしたものであって、それが現実の不良債権問題にうといことは理解できる。このレポートでは不良債権処理についての政策的言及は皆無であって、破綻処理策に関しての「不良債権処理が終了すれば預金保険制度の役割が低下する」との言及の一言があるだけである。しかし、実際の不良債権の実状についての情報を独占し、日本経済の最大のネックである不良債権処理指導に行政責任がある大蔵官僚が関わった制度改革となるとそうはいかない。

住専処理や「一相場あればすぐに解決しますよ」という発言（山一証券に対する松野元証券局長の発言との報道）にみられるように、株式相場や地価が復活すればすべて解決するという甘い見通しの基に、そのうえ自己責任を回避するために安易に問題を先送りして事態をいっそう悪化させ、最終的には税金を投入して国民に大きな負担と付けを回した大蔵行政には、現実無視の判断能力の甘さ、当事者責任能力のなさ、無責任性という問題があるが、これと同様に、不良債権についての見通しの甘さ、金融ビッグバンにみられる非現実的な判断、これもエリート特有の自己過信と尊大性が招いたものだろうか。

ともあれ膨大な不良債権を抱えての（抜本的・計画的処理を放置しての）ビッグバンの全面競争の激化は、金融危機や金融システム不安を発生させ、経済不況の促進・悪化（戦後最悪）を引き起こすことになった。

三洋証券、日本債権信用銀行の経営危機、戦後初めての都市銀行の北海道拓殖銀行の

破たん、徳陽シティ銀行の破たん、山一証券の強制的な自主廃業、日本長期信用銀行の経営不安と続く金融危機の特徴は、実際に債務超過が確認されての破たんではなく、海外の格付け機関による格付けの引き下げや、海外雑誌での経営不安の論評やうわさから預金流出しそれとともに短期金融市場でも資金調達ができなくなり、資金繰りの悪化（流動性リスク）が破たんのきっかけとなったことである。この背景には日本の金融システム全体に対する不信感があり、それがまたシステム全体に対する不安や危機意識を増幅させたのである。

さらにこれらの金融危機の激化・金融システム不安は、实体经济にも悪影響を与え、貸し渋り、黒字倒産、中小企業の苦境、最悪の失業率、最悪の経済消費不況を招くことになった。

この金融危機、金融システム不安に対処するために、政府が取った措置は泥縄的な公的資金（税金）の投入策であった。驚くことに、ビッグバンを推進するというのに、破たん処理の明確なルールを事前に決めていなかったのである。法外な日銀特融、預金者保護のためと称して30兆円（その内13兆円が銀行への資本注入資金）もの公的資金の投入枠を決めた金融安定化法案、みせかけのリストラ、ディスクロージャー不足のまま「健全」といわれた銀行への資本注入、「健全」と判定され資本注入された日本長期信用銀行がすぐそのあと経営危機、ブリッジ・バンクで善良な借手を守るというが、その資金源は預金者保護のためであった30兆円の公的資金であり、それがいつの間にか借手保護のためのものになっている。しかも保護すべきという第2分類の不良債権には、粉飾された第3分類の債権やゼネコン、不動産業者が多いという。

また、システム不安に対処するため、フェアの条件整備に逆行する措置も取られた。自己資本比率の低い銀行に経営改善命令などを発令する早期是正措置の一年猶予（国内基準銀行）、株式評価損を隠してしまう原価法の採用措置などである。

さらに、改正外為法の早期施行が金融システム不安を加速・増幅させ、日本売り、円安・円暴落と株価下落を引き起こし、それがアジア通貨危機を再燃させ、アメリカや中国の強い批判を招くことになった。この結果、橋本首相は、アメリカや国際社会から、不良債権の早期処理を国際公約させられる始末である。アメリカ財務省から不良債権処理のプロを引き連れたサマーズ副長官が来日し、かれらによって不良債権処理のアイデアを伝授してもらうという情けなさであった。

こうして、日本版金融ビッグバンの第4の問題点も明らかになった。金融システムのもろさ、システムとしての金融の構造的脆弱性について過小評価があったことである。流動性システム不安（預金の流出）、連鎖破たん、そしてシステム・リスク（システム不安）の危険性をあまりに軽視していることである。金融システムの安定にビッグバンは無力であり、ただ混迷を深めるだけで、最後には公的資金というコストを国民に課すことになったのである。

ビッグバン論者（金融の自由化論者）によれば、競争原理を強め、競争に負けた不健全銀行は市場から退出（破たん）させることによって、市場規律が高められるという。しかしそれは机上の空論であって、現実（日本の現状は）、そして金融システムは、構造的にも法則的にも、そのようには簡単に動いてくれないのである。

第1に、銀行規模が大きければ大きいほど、それは社会的インフラとしての性格を高め、広域的・経済的影響性が大きくなるので、しかも次に述べるシステム不安につながる可能性が強いので、簡単につぶすわけにはいかなることである。アメリカでも問題になったいわゆる「too big to fail（大きすぎてつぶせない）」法則である。日本の平均銀行規模は米国と比べてもはるかに大きい。現に、北海道拓殖銀行の破たん処理後それが地域経済に大打撃を与えた反省から、現在国会で論議されている長銀の処理についてこの法則が頭をもたげている。ブリッジ・バンク方式の破たん処理は大手銀行には適用しないという。またこの法則を盾にして、経営者責任の追求や情報開示が不十分のまま、無原則的な公的資金投入が行われようとして、国会が紛糾し、結局、公的負担であることには変わりはない国有化方式（特別公的管理）が導入されることになった。これが金融再生勘定であり18兆円である。さらにアメリカや国際社会からの圧力で資本注入策が増強され、これが金融早期健全化勘定で25兆円である。これで預金者保護の17兆円とあわせて、総計60兆円もの巨額の公的資金投入枠が決定されることになった。ビッグバンの代償は恐ろしく高いものになったのである。<sup>5)</sup>

第2に、金融システムは銀行間・預金者間信用連鎖でつながっている連関型インフラ装置であるので、ある銀行の破たんは他の銀行にも波及する。経営不安をうわさされた銀行からの預金流出（流動性リスク）は他の銀行へ波及し、連鎖破たんを引き起こし、容易にシステム・リスクに発展する。歴史を振り返っても、金融恐慌は銀行間信用連鎖の破たんが原因である。銀行規模が大きければ大きいほどこの信用連鎖の規模も大きく、

連鎖破たんの可能性は高くなり、このため安易に破たん処理に踏み切れなくなる。

ビッグバン論者のいう市場原理が有効に働くためには、以上二つの理由から影響範囲の小さい程度への銀行の分割（小規模化）が必要となる。しかし、それとは逆方向に、ビッグバン競争は業種をこえた大型再編成を導いている。ここがビッグバン論者や金融の自由化論者の矛盾・限界である。

第3に、銀行破たんが流動性システム不安に発展しないようにするためには、預金者保護などのセーフティ・ネット（安全網）が必要であるが、後述するように、ビッグバン計画では、2001年以降の銀行破たんの際の預金者保護が不十分（元金1000万円までの支払い保証、いわゆるペイオフ）で、しかもその原資ですら不足しているのである。これで競争激化させれば、不健全をうわさされただけでその銀行から大量の大口預金が出し、流動性リスクから一気に破たん、そしてシステム不安へということになる（政府が全額の保証を口約束している現在でも、システム不安が起きているからなおさらである）。ビッグバン論者は預金者保護が厚いと銀行経営者のモラル・ハザード（倫理感の欠如）を引き起こすというが、流動性リスクとシステム・リスクの恐ろしさ（社会的損失）をあまりにも軽視している。

第4に、この流動性リスクの可能性は、前述したディスクロージャーの不十分性のため、より強まり、より預金者の動揺を引き起こし易いことである。

第5に、市場原理は、一部の不健全銀行にペナルティを与えるためなら有効と仮定しても（ディスクロージャーや規制・監督が不十分ならこれも有効ではないが）、大半の銀行が不健全性を強めるマクロ経済危機に際しては（多くの銀行が不良債権を抱えている日本の現状のように）、それは有効には働かずシステム全体を弱め、金融システム不安を高めるだけとなる。

#### Ⅳ 金融消費者にとっての金融ビッグバン

金融消費者向けのビッグバン解説本がちまたにあふれた。ビッグバンを迎えての金融消費者としての心構えや知識を説く啓蒙書から、資産防衛から資産運用の実際のノウハウや方法を伝授するもの、さらに金融ビッグバンが本当に利用者役に立つのかを批判的に検証したものまで、多種多様である。ノウハウ本についても、専門的過ぎてこれでは



一般の消費者はとても理解できないだろうというものや、実際に運用・投資しての経験に基づいたものではなく、単にブームに便乗しただけのものも少なくなかった。

金融消費者向けの解説本にも、図解本が多かった。末尾の参考文献の金融消費者向けのものについても、前述した要領で「図解版」と「非図解版」に分類してみた。また金融消費者向けの末尾の参考文献についても、「消極的・防衛的」「中立的・学習的」「積極的・楽観的」と、三つに分類してみた。前述したように、厳密な区分は困難で、重点の置き方を筆者の印象で判断したものである。

「消極的・防衛的」分類とは、ビッグバンに批判的なものや、いちおう肯定的であっても消費者の立場からみた問題点を鋭く指摘しているもの、生活防衛の立場から解説しているものをふくめた。「中立的・学習的」は、いずれとも分類がむずかしいものを入れた。「積極的・楽観的」分類は、ビッグバンを積極的に金もうけのビッグ・チャンスととらえるもの、簡単に利殖ができるような勇ましい題名のものなどを、ここにふくめた。しかしこれらのなかには、リスク（損失の可能性）をいちおう説明しているのでもまだ許されるものもあるが（もちろん購読者が本当にリスクの現実の意味を理解しているかどうかという問題は残るが）、なかには消費者の利益・利点だけを無責任に強調するものもあった。

金融ビッグバンのフリーの拡大（競争制限規制や金融商品開発規制、内外金融分離規制などの解除・自由化）は、身近な生活の場に、外貨預金などの外貨建て取引、投資信託、海外預金や海外投資信託などの海外金融商品、外資系証券会社や外資系銀行との取引などの、新たな資産運用手段を持ち込むことになった。これまで元本保証の銀行預金を中心としてきた諸個人にとって、多様で新しい資産運用の方法が開けたことは確かである。この点で、大蔵省やビッグバン論者が「利用者利益」というところの「利用者の選択肢の拡大」が生まれたことは間違いない（ただし訳のわからないものが増えて選択に困るだけで、それがどれほどの利用者利益になるのかと疑問もあるが）。

しかし、他方で、これらの金融商品や金融取引には多様な新たなリスク（損失や損失の可能性）が伴う。ハイ・リスク（高い損失の可能性）、ハイ・リターン（高利回り・高収益）と言われる金融法則である（ロー・リスクの場合にはロー・リターンとなる）。損失の可能性の高いところには、高い金利が支払われずにお金は投資されない、という法則である。だから高利回り商品にはそれなりの高リスクがともなう。このリス

クをあらかじめ認知・理解している人が、そのリスクを取って（もしかしての将来の損失を覚悟して）投資をした場合、幸運にも損失が生じなかった場合には、高収益・高利回り（ハイ・リターン）を得る。反対に運悪く損失が発現してしまった場合、利息はおろか投資元本の回収もできなくなる恐れもある（場合によっては身ぐるみはがされて全財産を失うこともある）。ハイ・リスク、ハイ・リターン度合いが高くなればなるほど、その取引はギャンブル性を高め賭博行為に近くなる（もはやギャンブルそのものといってよい金融商品もある）。金融ビッグバン論者が繰り返し宣伝する「自己責任」とは、リスクを取ってリターンをねらったのだからそれは自己責任だと、このような意味である。

しかし、ビッグバン論者のいうことが真実であるためには、金融消費者や投資家がリスクをあらかじめ認知・理解できること、その基盤が整備されていることが不可欠の条件となる。

リスク認知のためには、第1に、十分事前にリスク判断に必要な情報が金融消費者に通知されていなければならないし、第2に、その情報はリスク判断に必要なすべての情報でなければならないし、第3に、その情報は正しいものでなければならない。

リスク理解のためには、第1に、金融消費者が理解できるように金融商品やリスクについての情報が通知されていなければならないし、第2に、理解できるようにリスクの説明がなされていなければならないし、第3に、金融消費者が金融商品やリスクを理解できるための金融知識をもっていなければならないし、第4に、このためにも金融知識を得るためのコスト（時間と費用）を払えることが必要であるし、第5に、おおよその予想リスクを算定でき、その現実の意味を判断でき、それに対して責任をもてることが必要であるし、第6に、損失負担をしても大きな問題がないこと、つまりリスクをその範囲に限定できていることが必要になる。

問題は、多くの一般庶民や大衆は、元本・利回り保証の銀行預金に慣れ親しんでおり、新しい金融商品やリスクについての金融知識を持ち合わせていないことである。しかもこれを身につけるにはかなりのコスト（時間と費用、意欲と知識）が必要であり、多くの一般市民がすべてリスク理解を可能とするまで、学習能力を身につけることは困難である。しかも、金融のグローバル化とデリバティブの登場でますます金融商品は高度で複雑さを増しており、その理解には、相当の金融知識と能力が必要になりつつある。清

水野『ビッグバンで損をしない資産防衛』は、消費者の意識変革を説くだけのものだが、ビッグバンで成功するためには金融知識、英語、パソコン能力が必要という。はたしてどれだけの市民がこれを可能とするだろうか。結局、十分にそれらを学習することなく（学習できなく）、金融ビッグバンに臨まなければならない。そして金融商品やリスク情報についての本当の意味を理解できないまま、安易に宣伝に乗せられたり、あるいは金融専門家のいうがままにしてしまうのが現実となろう。そして思わぬ損失をかかえさせられ泣き寝入りするはめになるのである。

オレンジ共済の告発の先頭に立った佐藤立志の『保険はどうなる！』は、「消費者のほとんどが金融制度や金融商品についてまったく教育されていないのに、ディスクロージャーさえすれば後は消費者の責任というのは、とんでもない間違いだと思います。」(p.3)という。

ところでコストをかけたからといって、それに見合う成果を獲得できるとは限らない。実際、金融のグローバル化によって相場を変動させる諸要因はますます増加して複雑になり、デリバティブなどを組み込んだ複雑な金融商品が相場変動をいっそう複雑にして、予測不可能性を拡大させている。また世界経済の現状をマクロ経済的に見ても、ハイ・リスク、ロー・リターン体制になりつつあり、少ないパイを取り合う、あるいは損失を押しつけ合うゼロ・サム・ゲームの様相を来している。このため金融機関や専門家にとってもリスク管理はますます難しくなりつつある。

もう一つの大きな問題は、前述したようにフェアの基盤整備が不十分・不完全であること、つまりリスク認知や理解が正常に働くための条件整備が不十分・不完全なまま、金融ビッグバンがスタートしたことである。フェア不十分・不完全リスクあるいは不公正リスクとでもいえようか。

ディスクロージャー不十分のため判断に必要な情報が十分でなかったり、虚偽のあるいは粉飾された情報が伝えられたり、過去に一流の証券会社や銀行もがリスクの説明もなくリスクの高いワラント債や変額保険を平然と主婦や老人に売りつけたように、企業犯罪に対する甘い態度によって必要なリスク情報が故意や悪意で伝えられなかったり不正にゆがめて伝えられるかもしれないし、取引先との関係や縁故などの無形・有形の圧迫のため理解できないままに金融商品を買わされたり、検査・監督不十分のためそれをすり抜けた悪徳業者のいうがままにリスク商品を買わされたりするかもしれないのであ

る。これにより、個人や企業が予想もしていなかったリスクにさらされ、思わぬ損失に苦しめられることになるかもしれない。

こうして、日本版金融ビッグバンの第5の問題点が明らかになった。利用者利益論・自己責任論の嘘・まやかしであり、消費者の選択肢の拡大、仲介者サービスの質の向上と言うが、実際にはフェア整備不十分・不完全のままリスクを国民に総負担させるというものであって、自己責任論は、国民の注意を喚起するには必要としても、金融機関が行なうべきリスク説明義務を免れさせ、規制・監督当局が実施すべきフェア・インフラ整備や安全性確保の責任を逃れるための方便となり、国民に損失負担を受け入れさせるための口実となるのである。

金融ビッグバンによってどのようなリスクが新たに発生し、どのようなリスクが強まるのか、これについて主要なものを並べてみよう。

第1が、相場変動リスク（市場リスク）である。

外貨建て預金や外貨建て債権・投資信託など、外貨建てである商品には、必ず為替リスク（円相場の変動によって生じる損失）がともなう。日本より金利が高いからと外貨建て預金をしても、その国の通貨が円に対して安くなれば（その通貨に対して円高になれば）、円貨手取り額は減少して損失となる。ふつう相場変動幅は大きく、その金利格差を吹き飛ばしてしまうばかりか、元本にも食い込んだ損失を発生させる可能性は高い。外貨建て商品はギャンブル性が高くハイリスクの典型商品である。また両替手数料も大きな負担となる。さらにビッグバンの花形商品と言われる投資信託は、専門のプロが運用・管理するとか、小口資金を集めて分散投資できるとかといって推奨されているが、債券や株式に投資することには変わりはない。いくら運用専門家が予定運用利回りを表示していても、債権や株式の相場が実際に変動すれば、その利回りどころか元本も保証されなくなるのである。国際的な相場運動は、リスク分散を困難にしつつある。一時脚光をあびたアジア向け投信も現在巨額の損失を計上している。

第2が、カントリー・リスク、リーガル・リスク、カルチャー・リスクなどである。海外預金・金融商品や海外所在の金融機関と取引する場合、海外の国の政治経済状況や財政の悪化によって思わぬ損失を与えられたり、日本とは違う法律や取引慣習・文化を知らなくて損失をこうむる場合である。

第3に、金融ビッグバンで多発するであろうと思われるのが新商品リスクである。金

融商品開発規制が自由化されたので、これからデリバティブを組み込んだりした複雑な金融商品が売りに出されるであろうが、リターンばかりが強調されてハイ・リスクが十分に説明されなかったり、説明されても消費者がよく理解できなかつたりしてこうむる損失である。売り出す生産者側でもよく理解できていないものが、売り出されることもあり得る。

第4に、これも多発すると思われるのが業者リスク（金融生産者リスク）である。参入規制の自由化や証券業の登録制への移行で、これからたくさんの悪徳業者や詐欺まがいの悪質業者が横行することになるが、このような業者ほど宣伝やごまかしが巧みで、消費者をだましてリスク商品を売りつけたり、まともに運用しないまま金だけふんだくったりする。オレンジ共済や経済革命クラブ、和牛商法に見る通りである。また、販売ノルマ達成のため、あるいはそもそも説明能力がないため、十分な説明をしないままリスク商品を売りつけたことによって消費者がこうむる損失も業者リスクである。

第5が、これも多発するのが金融機関や保険会社の破たんに伴うリスクである。預金保険が付けられていない分は丸ごと損失となるが、預金保険機構からの支払い保証があるといっても即日現金というわけでないことも損失となる。さらに取引先金融機関の変更や保険契約先の変更も不利益となる。

前掲したフランク・パートノイ『大破局（フィアスコ）』は、彼が米国証券会社モルガン・スタンレー社員であった時の経験を暴露したものだが、そこには、客や投資家の無知につけ込んだり、難しい理論で煙にまいたり、自分には責任がないことを保証した目立たない一文をこっそりと約款に滑り込ませたりしながら、客からごっそりと手数料をふんだくったり、顧客の財産をみぐるみ剥ぎ取るハイエナのような手法が紹介されている。著者のフランク・パートノイ氏は、このようなあくどいやり口に嫌気がさしてこの職を辞し、現在は米サンディエゴ大助教授として金融法を専攻し、消費者保護のために活動しているという。日本の金融機関の不祥事や経営不安のため、外資系金融機関や証券会社に人気が集まっているらしいが、外資系がフェアであるとは限らないのである。前掲の菊池英博『銀行ビッグバン』や淵田康之『証券ビッグバン』などは、英米諸国においては規制が厳しいことを示していた。ところが、その規制やルールの厳しいはずの米国でもこのような状況なのである。いわんや日本では今後どうなることかと、空恐ろしくなる。

金融サービスの生産者と消費者の間には、「権力的非対称性」と呼ぶことのできる関係がある。前述したように金融の生産者側には資金、専門知識・経験、専門技能・技術、運用情報や経営情報、雇用機会などの経済権力が集中しており、前述したようにこれを利用して規制の回避や無力化その形骸化を企てることが可能であった。金融生産者の規模が大きければ大きいほど、そして一定の指揮のもとに集団として動く組織体であればあるほど、さらにその数が少なければ少ないほど、これらの経済権力はより強大なものになる。これに対して、金融消費者は、一般に、その一人一人が横の連携もなく孤立している非組織体であり、専門技術・技能を持ち合わせていない専門弱者であり、また資金がどのように運用され、どのように利益を生み出しているかについて知らされていない情報弱者である。強者である生産者の都合でいまいかに扱われ、儲けの対象でしかないのが金融消費者である。

いかなる社会体制・経済体制においても、程度の差はあれ、生産者側に権力が集中してそれが内部化している限りこの権力的非対称性は存続する。

ここで金融消費者というのは、銀行への預金者や証券の購入者・投資家もふくめた広い意味での貸し手一般を指すことにするが、それだけではなく銀行からの借り手や証券の発行者などの借り手一般もふくめて広く使用することにする。さらにデリバティブ商品についても、その買い手と売り手をすべてふくめて使用することにする。もちろん金融消費者といっても一様ではない。上記に当てはまる一般消費者もいるが、それ以外に高度な金融知識をもち相場情報を理解できる専門家を雇った保険や年金基金などのいわゆる大口の機関投資家である専門的金融消費者もいる。しかしかれらも金融消費者であることには変わりがなく、運用の内部情報から遠ざけられている限りで情報弱者である。ただし、運用資金規模が大きくなればなるほど、そして金融知識や運用情報がかれらに蓄積されているほど、それに応じて権力的非対称性は弱まる。反対に大口投資家による権力濫用や金融生産者との不当な癒着もあり、不正な損失補填を要求したこともあった。なお機関投資家は小口の出資者（最終消費者）に対しては金融生産者の位置にある。

この権力的非対称性が克服されなければ、本当の公正性が確保されたことにはならない。強者と弱者の間に存在する非対称的力関係が補正されなければ、金融消費者主権が確立されたことにはならないのである。<sup>6)</sup>

このためにはさまざまな方法があり（そのいくつかの例を前述した）、さらにより有

効な方法を今後も検討・開発していかなければならないが、第1に、最低限必要な方法が、国民の金融消費者としての基本的人権を保障することであり、それを保障した金融憲法的な法制度を確立することである。

金融消費者は、知る権利、説明を求める権利、適合性を求める権利を基本的人権として保障されなければならない。知る権利とは、与えられた金融サービスの理解に必要でそれに関連した情報を要求できる権利であり、説明を求める権利とは、金融サービスについて納得できるように、そして理解できるように詳しい説明を要求できることであり、適合性を求める権利とは、消費者の要望や要求（ニーズ）に応じて金融サービスが提供されること（されていること）を求める権利である。

これらの権利が保障されることによって、金融生産者・サービス提供者の側には、開示責任、説明責任そして適合責任という法的義務が発生する。金融生産者は、消費者の納得のいくように、そして理解できるように説明をしなければならないし、それに関連した必要な情報を消費者に開示しなければならないし、消費者の要望や要求（ニーズ）に応じてその理解と同意のもとに金融サービスを提供しなければならないのである。消費者がリスク理解できない商品を、売りつけてはならないことは適合性原則から当然である。説明義務は取引開始時だけでなく、取引引き継続中の随時の説明や終了後の説明も必要である。<sup>7)</sup>

さらにこの実効性を確保するために、無過失賠償制度を制定しなければならない。製造物責任制度（PL法）のように、金融生産者がリスクを表示して消費者に理解できるように説明しなかった損失については、生産者が一義的に賠償責任を負うのである。賠償責任と挙証責任は生産者側にあり、生産者の無過失を証明できない限り、損失を補償しなければならない。これにより生産者側では、従業員の教育と管理がそしてそれを担当する適合性管理部門が必要になる。

以上のことを、金融消費者憲章や権利憲章でもよいが法制度としてなんらかの法体系（金融消費者保護法）に盛り込まなければならない。

これによって、個々の金融消費者が、リスクの認知と理解を受けることを権利として保障され、生産者と自由で対等の立場で交渉でき、自由意思での選択が可能になり、その限りで内部権力の横暴から保護されることができる。

井手・大場『資産運用ビッグバン』は、「アメリカにおける長期的なトレンドは、市

場の効率化、専門化が進むにつれて、むしろ形式的な『買い手責任』による割り切り方からは、『売り手責任』の方にシフトしてきている」(p. 152)として売り手責任論を力説する。

日本版金融サービス法(投資サービス法)が、上のような基本的人権を保障した金融憲法的な法制度、実効性をもった金融消費者保護法になるかどうかは現時点で不明だが、前述したように疑問も提起されている。

第2に、金融消費者の護民官の役割を果たす金融オンブズマン活動が必要である。これには業界が出資して自主規制的活動として行う業界援助型、公的機関が消費者行政として実施する公的援助型、市民や消費者、非営利団体や専門家(弁護士、会計士、ジャーナリスト、研究者等)などの自主的なボランタリーで行われる市民活動型などが考えられ、それぞれの特質が生かされその連携が必要であるが、自由で創造的な活動ができるのは当然最後のそれである。

金融オンブズマン活動としては、主要には、金融主権者としての能力向上のための金融消費者教育・啓発活動、苦情の受け付けと悪徳業者の告発などの消費者救済活動、実効性・活用性・信憑性のある情報開示を要求するとともにデータを蓄積・分析・公表する情報センターとしての役割、金融機関の経営分析や公正で厳正な第三者の立場での格付け活動とその公表などが考えられる。日本における格付け機関は銀行系・証券系と資本系列にある営利産業であるため、どこまで公正で独立した格付け活動ができていないのか疑問もある。また金融消費者主権の実践金融機関であるか否かでの格付けは実施されていないし、さらに貸し手責任(レンダー・ライアビリティ)まで踏み込んだ格付けは為されていない。これらも考慮した多元的で総合的な格付けが必要である。このようにして、貸し手そして借り手としての社会的責任を果たし金融消費者主権を実践する金融機関こそ、最も信頼され儲かる金融機関であるという市場環境づくりが可能になる。もっともここまですべてを業界援助型に求めるのは無理かもしれないが。<sup>8)</sup>

さらに金融オンブズマン活動は、前述したように金融行政に対しても向けられなければならない。規制・監督者(行政・官僚)に対して金融行政情報の公開を要求し、規制・監督機関の活動状況の点検と評価・格付けを実施し、これらに対する国民的監視・監督活動の中心にならなければならない。

第3に、金融オンブズマン活動を中心として金融消費者運動が組織され、それらのネッ



トワークが広がるであろうが、このネットワークは国民的な範囲だけでなく、国際的な広がりとも規模をもたなければならない。

それぞれの国におけるこれらのネットワークがそれぞれの国における国民的規制の運動の中心になるとともに、これらの国内的・国際的なネットワークが金融機関や規制・監督機関の営業や活動、業務を点検・監査し、その水準の国内的・国際的な格付け（グローバル格付け）を実施することによって、国際的な規模での公正・安全・健全な市場環境づくりを促進させるのである。とりわけこれらの国際的なネットワークは、金融のグローバル化時代には多国籍金融機関の国際的な営業網に対抗するために、さらに規制緩和の国際競争が争われている時代には無益な規制緩和と競争を共同で阻止し、より水準の高い規制の標準化を求めるためにも不可欠である。

日本版金融ビッグバンの第6の問題点は、ビッグバンの恩恵をこうむるのは主に資産家や大口投資家、機関投資家などであって、一般の小口・零細消費者は選別と冷遇の対象にされ、負担がかえって増大することである。

手数料などの価格の自由化が実施されようとしているが、価格の自由化とは、金融消費者個人に対する金融生産者側での価格設定が自由になるということである。このため、コストがかかる人には高く、儲けさせてくれる人には安く差別化原理が働くようになる。実際、アメリカでもイギリスでも証券売買委託手数料の自由化以降、個人や小口の手数料は高くなり、機関投資家や大口向けの手数料は安くなった。

一般の小口・零細消費者の立場から、ビッグバンが本当に利益になるのかを、実際に検証してその経験を明らかにしたものが、タックスヘイブンを楽しむ会『ゴミ投資家のためのビッグバン入門』である。ふざけた著者名だが、実際に100万円でいろいろ投資をしてみてもビッグバンが有利かどうかを検証し、ビッグバンの秘密を暴いた本で、説得力が高い。ビッグバン批判の本としては実際に素晴らしいものである。

金融機関や市場では1億円以上もっていないと人間ではないそうで、数10万から200～300万円しかもたない少額投資家は、「ゴミ」扱いだそうだ。かれらはこのゴミ投資家でも投資可能な、外貨預金、外国債券、投資信託に投資してみたり、今もてはやされている外資系銀行のシティバンクを利用して見たが、多少の利益があってもいろんな手数料と税金で消えてしまうことを発見し、「私たち少額投資家は金融ビッグバンで損することはあっても得することはほとんどありません」(p. 12)との結論をくだす。シティ

バンクについても、一定の高額の口座残高がないと、相当の口座維持手数料を取られたり、売り宣伝のATMを利用できないことを発見し、「シティバンクは絶対損です」(p. 114)という。

興味深いのは、その過程で、銀行・証券会社の支店の窓口が外貨商品の仕組みについてほとんど知らなかったり、嘘をつかれて混乱させられたり、国税庁に電話しても外貨建て課税について知らなかったり、多くの投資入門書やマネー雑誌を調べても書いてあることがみな同じで(著者は、記者が一部のタネ本を使い回して記事にしているからだという)、ほとんど助けにならなかった(pp. 282~283)、というのである。またマネー雑誌や経済誌は金融機関から多額の広告宣伝料をもらっているから、金融商品の批判は書けないのだともいう。金融消費者のためのインフラ整備がいかに貧弱で遅れているかとあ然とする。

金融情報研究会『ビッグバン完全攻略本』は、真に利用者の立場からビッグバンを検証した本であるが、ビッグバンは強者の立場である金融機関サイドに立ったものであるとして、「強者の論理にだまされるな」という分析を展開する。「規制緩和や改革には痛みが伴うが、それを乗り越えていかないといけない」とのおなじみのビッグバン論者の主張に対しては、「規制緩和や改革によって生じた弱者や敗者に対して強者サイドからか発せられたもの」(p. 28)、またいわゆる「自己責任原則」に対しては、「自分で責任をとらない官僚や政治家、強い金融機関の経営者などの強者こそ無責任原則の本来」(p. 33)だと批判する。

なお、ビッグバン時代には庶民にとっては郵便局の活用が安全で便利として、その利用法をやさしく解説したものに、矢田晶紀他『ビッグバン貯蓄・家計得する超運用術』がある。また生活防衛の立場からビッグバンを分かりやすく解説したものに岩国哲人『夫と妻のための金融ビッグバン』がある。

日本版金融ビッグバンの第7の問題点は、金融セーフティー・ネット(安全網)の不十分性・不完全性である。

2001年4月からは預金者保護は、元金1000万円限度(それ以上の預金や利息は切り捨てられるいわゆるペイ・オフ)、投資者保護基金は1000万円限度、保険契約者保護機構は90%保護であるという。しかも、実は、これらの基金はその限度であっても十分に保証できるだけの原資を準備できていないし、しかもそれまでにその準備は困難であるという

のである。多くの金融機関の破たんに対処できるためには、より多くのこれらの保険コストが必要になる。破たんリスクの増大が予想されれば、保険料は引き上げられなければならない。金融生産者側が、例えば預金保険料を引き上げるなどの負担をして、この保険原資を積み上げる必要があるのだが、不良債権処理に追われてとてもその余裕は無いという。証券会社と保険についても同様である。総論解説本を始め多くの出版物が、これらの問題点を指摘している。

一般庶民にとっては、運用資産とは病気や事故、子供の教育費、老後の生活保障のためのものであって、これらの生活資産・貯蓄資産・保険資産の安全性こそ国民的利益にかなうものである。これらの安全性を犠牲にしてのビッグバンが本当に国民に利益をもたらすのか、大いに疑問である。

しかも前述したように、このセーフティ・ネットは、金融システムにとっても安全網である。このためこの不十分性・不完全性は、金融消費者の狼狽行動や過激行動を引き起こし、取り付けや金融システム不安を発生・増幅させることになる。セーフティー・ネットが不十分・不完全なのに、フリー（優勝劣敗の競争）を強化・拡大するというのであるから、大蔵省もふくめてビッグバン論者の無責任ぶりには驚く。

## V 金融生産者にとっての金融ビッグバン

金融ビッグバンによって弱肉強食・優勝劣敗の競争にいや応無しに巻き込まれる金融生産者にとっては、今後どう生き抜いていけばいいのか、これが大きな関心事である。ビッグバン解説本がよく売れたのは、このような危機感をもっている金融関係者が真っ先に購入したからであろう。

金融業界についての解説本を各業態ごとに分類して、末尾の参考文献にまとめた。ただし、これは文献の表題がそのようなものだったものを形式的・便宜的にまとめただけである。したがってここには前掲したような消費者の権利や保護の視点から書かれたものや、総合的な用語説明が中心であっても「業務戦略」という表題であるのでここにふくめられたものもある。しかしながら、このなかには、地方金融機関、外資系金融機関、保険会社などの各業態について現状と動向を調査したものなどもあって、金融機関が現在置かれている状況をつかむには有益である。

さすがにビッグバンをビジネス・チャンスととらえる勇ましい本は少ない。どう生き残りを計るのか、そのための戦略は何か、得意分野にどう特化するのか、どことどう戦略的提携をするのか、国内か海外か、どういう金融機関に自己変革すればよいのか、そのためにどのような内部管理が必要かなど、自己防衛の処方箋を説いた本が並ぶ。さらに、どこが生き残れるのか、どこが危ないのか、大手銀行でも生き残れるのは数社に過ぎないなど、個別金融機関（保険もふくめ）の現状と今後について予測したものも多い。

今後、不良債権をかかえて競争についていけない金融機関の破たん・淘汰、吸収合併・再編、そして金融持ち株会社を利用しての銀行、証券、保険の業界を越えた大規模再編成、巨大総合金融機関（コングロマリット）の生成、さらにすでに続々と進みつつある外資系金融機関との提携や国際的な大規模再編成が生ずることは確実である。外資系との提携といっても現状をみると外資に救済してもらっての傘下入りである場合が多い。

これにより、金融労働者・従業員は、バブル期に放漫経営者の残した不良債権の後始末に加えて、厳しい優勝劣敗の競争を生き残るために、非常に厳しいリストラ、合理化、失業という負担と犠牲を強いられることになる。イギリスでは、ビッグバンによって、主要な証券会社は外資系の金融機関に買収されてしまったが、それでも証券取引引き量の拡大や雇用創出効果もあったと報告されている。しかし、日本の場合は、当時のイギリスとは世界的なマクロ経済状況が異なっており、さらにイギリスと異なり膨大な不良債権の処理が必要であることや、ビッグバン競争が加速させた金融危機・システム不安が加わり、そのうえそれによって引き起こされた経済不況が襲いかかることによって、とてもそれは望み薄である。池尾レポートが報告された経済審議会総会でも、金融の生産性が増大すれば、金融産業の雇用が減少するのは当然だという議論が行われている。それどころかこの日本の不況が世界不況と相互悪化作用を引き起こして、金融部門が排出した雇用をどこも吸収できないという最悪な結果がもたらされる恐れが強い。そうだとすればこれが国民のウエルフェア（Welfare：幸福・厚生）を高めたことになるのだろうか。

ビッグバンが本当に雇用、経済成長の促進要因になるのか疑問が残る。これをビッグバンの第8の問題点（疑問点）にあげておこう。

## VI おわりに

日本版金融ビッグバンに関する文献の解説をしながら、ビッグバンの問題点を指摘し、それが金融消費者主権を確立するものかどうか、さらにそれが日本の金融システムの公正性・安全性・健全性を確実なものにするかどうかの検討を行ってきたが、現段階での結論としては消極的にならざるを得ない。グローバル競争にあおられ、日本の金融システムの現状や体力の弱さ、安全性もかえりみずに、高望みして性急で無理な改革を焦り、より深刻な失敗を抱え込み、拙速に拙速を重ねる市場万能主義者の姿が見えてくる。

政・官・財癒着の金融保護行政（護送船団行政）で汚れた日本の金融システムの改革の必要性については誰しもが賛同するであろうが、どういう方向に改革するかで、二つの方向性がある。市場原理・競争原理を導入することに重きを置くか、それとも公正・安全・健全な金融システムを構築することに重きを置くかである。前者は「最初に競争ありき」で公正・安全・健全性は二次目標になる。後者は「最初に再規制ありき」で競争は二次目標となる。このいずれに重心を置くか、このいずれに軸足を定めるかは、単なる濃淡の問題ではなく、実は今後の日本の金融システムのあり方にとっての重大な争点であり、そして対抗関係にある選択肢であり、さらに思想的にも実践的にも大きな開きがあることなのである。

日本版金融ビッグバンが、フリー、フェアとこの両者を理念上取り込んだため、そしてそれらを同時達成するような幻想をあおっているのです、これらの争点は不鮮明にされてしまったが、依然として日本の今後の金融システムのあり方についての現実に重要な争点のままであり続ける。この争点を不鮮明にすることによって、日本版金融ビッグバンはビッグバンに対する同調者と呼び寄せるという絶大な政治的効果を得た。しかし日本版金融ビッグバンがフェアを標榜していても基本的には前者の立場に立つものであることは本稿の検討より明らかである。

本稿でみてきたように、橋本首相と大蔵官僚そしてビッグバン論者による拙速ビッグバンによって、国民は「高い付け」を払わされることになった。しかしこれを前にして国民も黙ってはいない。1998年7月の参議院選挙では国民の怒りが爆発して、自民党は惨敗し、橋本首相は退陣に追い込まれた。金融ビッグバン路線は皮肉なことに、それを

提唱した橋本首相の命取りとなった。現実を無視して政策の派手さを追求してきた代償がこれだったのである。

しかし、すでにフリーについての主要法案が国会を通過している。次期小淵内閣が財政改革路線の棚上げをしたが、ビッグバン路線の棚上げは言っていない。橋本首相と大蔵官僚の失政の「高い付け」を今後も国民が払わされ続けるのであろうか。

それとも、其省庁課長補佐（覆面）の執筆というビッグバン経済小説『三本の矢』があくまでフィクションと断って想定したシナリオ、つまり昭和金融恐慌と同じように大蔵大臣の失言によって取り付けと金融恐慌が発生し、ビッグバンが永久凍結されるというシナリオが、フィクションでなくなるのだろうか。もっとも小説では失言は答弁すり替えによって仕組まれたもので、その犯人探しが筋立てのサスペンスもののだが、政・官・財という三本の矢の癒着とエリート官僚の生態はさすがに迫真ものであった（これ見よがしのエリート意識にはへきえきとしたが）。だが、ビッグバンは政・官・財癒着を断ち切るためのものだというこの小説の誤った筋立てに、現役エリート官僚の限界と作為を感じるのは私だけだろうか。

## 注)

- 1) 試論的なものでまだ未熟であるが（今後改訂を予定している）、拙稿 [1995] 『国際金融システム——グローバル2国モデル』高知論叢（高知大学経済学会）第35号，[1996] 『国際金融取引——グローバル2国モデル』高知論叢（高知大学経済学会）第55号，[1996] 『国際金融構造——グローバル2国モデル』高知論叢（高知大学経済学会）第57号，[1997] 『国際金融システム——多数国モデル』高知論叢（高知大学経済学会）第60号，である。
- 2) すでに、金融空洞化について検討した植田和男・深尾光洋 [1996] 『金融空洞化の経済分析』日本経済新聞社が出版されている。
- 3) この矛盾を指摘したものに、拙稿 [1989] 『銀行ディスクロージャーと金融の国際化』高知論叢（高知大学経済学会）第35号がある。銀行ディスクロージャーについては、欧米の進んだ状況を紹介する研究成果が多い。櫻田照雄 [1995] 『銀行ディスクロージャー』法律文化社，糸瀬茂 [1996] 『銀行のディスクロージャー』東洋経済新報社などがある。
- 4) 情報公開法要綱案については、総務庁の行政管理局のホームページ (<http://www.somucho.go.jp>) より、またより詳細な関連資料については新聞記者の久保谷洋氏のホームページ「情報を市民に」(<http://www.butaman.ne.jp:8000/~kubotani/index.html>) より入手できる。国際金融機関の情報ディスク

ロージャーを検討したものに、拙稿 [1993]『国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー——BIS統計の検討——』高知論叢（高知大学経済学会）第48号、がある。

- 5) 貨幣・金融制度をインフラストラクチャーとして把握するのは、池上惇 [1996]『現代経済学と公共政策』青木書店、また社会的共通資本の制度資本として把握するのは、宇沢弘文 [1995]『制度資本の経済学』東京大学出版会などである。なおここでは代表的なものにしほったが、両氏ともにこれ以外にこの観点での豊富な研究成果がある。なお筆者は、高知論叢の次号で、金融の公共性・国際公共性の視点からの学説研究を発表する予定である。
- 6) 木内宜彦氏は金融取引法の公共的性格に関連して次のようにいう。「金融取引においては、その取引の一方の当事者が一般公衆であったり、経済的地位の弱い者であったりするために、その取引約款はもう一方の当事者である金融機関の側で一方的に形成されることになり、しかも金融機関を不当に利する内容をもって形成される可能性を有している。このような約款の形成は、事実上公衆や経済的弱者の側の契約の自由を奪うことになるので、それに代替する法的救済が必要になってくる。」木内宜彦 [1989]『金融法』現代法律学全集41, 青林書院, p. 17。
- 7) 金融機関の説明義務についての事例・判例研究には、松本恒雄監修・銀行研修社編 [1996]『銀行取引と説明義務』銀行研修社、がある。説明義務違反はレンダーズ・ライアビリティ訴訟の中心になりつつあるという。
- 8) 貸し手責任論については、これを広く専門家責任ととらえその事例・判例研究をしたものに小林秀之他 [1997]『日本版ビッグバンに欠ける視点：貸手責任と金融倒産』清文社がある。さらに、楠本くに代 [1995]『金融機関の貸手責任と消費者保護』東洋経済新報社、がある。

#### 日本版金融ビッグバン参照文献（1998年6月末時点）

#### I 総論解説本

（注文的・警告的解説本）

[図解版]

- 産経新聞編集委員『ビッグバン最終報告』フットワーク出版。
- 日本経済新聞社『日本版ビッグバン Q & A』日本経済新聞社。
- 中村一城『ビッグバンで銀行・証券・保険崩壊の危機』あっぷる。
- 中村一城『まんが日本版ビッグバン入門』あっぷる。
- 中村浩二『2時間でわかる図解日本版ビッグバン』中経出版。
- 高橋雄二『アングロサクソンの金融支配戦略』オーエス出版。

[非図解版]

- 山口義行『金融ビッグバンの幻想と現実』時事通信社。

海江田万里『ビッグバンこれが真実これは嘘』KK ベストセラーズ。

鈴木淑夫『ビッグバンのジレンマ』東洋経済新報社。

楠本博『日本版ビッグバンのすべて』東洋経済新報社。

横田濱夫『はみだし銀行マンのビッグバン日記』東洋経済新報社。

広瀬隆『私物国家』光文社。

中尾茂夫『ビッグバン岐路に立つ日本マネー』NHK 出版。

向寿一『金融ビッグバン』講談社。

降旗節雄『金融ビッグバンと崩壊する日本経済：マルクス経済学で斬る危機の構造』

白順社。

青柳考直『不動産大暴落ー日本版ビッグバンで押し寄せるアメリカ金融モデル』

総合法令出版社。

(中立的・学習的解説本)

[図解版]

長島恒雄『手にとるようにビッグバンがわかる本』かんき出版。

さいとうはるき『マンガ版ビッグバン後の金融のことがわかる本』明日香出版。

[非図解版]

金融財政事情研究会編『金融ビッグバン用語辞典』金融財政事情研究会。

日本経済新聞社『どうなる金融ビッグバン』日本経済新聞社。

日興リサーチセンタ『全詳解金融大改革のすべて』東洋経済新報社。

細田隆『転換期の金融システム：グローバル・スタンダードと日本版金融ビッグバン』きんざい。

金融財政事情研究会『よくわかる Q & A ビッグバン』きんざい。

田中直毅『ビッグバン後の日本経済』日本経済新聞社。

(肯定的・楽観的解説本)

[図解版]

今井激『図解日本版ビッグバン』東洋経済新報社。

日立総合計画研究所『図解金融ビッグバンと産業変革』日刊工業。

通商産業省産業政策局産業資金課編『通商産業省版ビッグバン構想』通商産業調査会。

[非図解版]

高橋乗宣『日本版ビッグバンはこうなる』徳間書店。

吉田和男『金融改革と日本経済ービッグバンによる日本経済の再生』生産性出版。

榊東行『三本の矢』上・下、早川書房。



## II 金融消費者向け解説本

(消極的・防衛的解説本)

[図解版]

タックスヘイブンを楽しむ会『ゴミ投資家のためのビッグバン入門』主婦の友社。  
佐藤公久『ビッグバン破局に備える』PHP 研究所。

[非図解版]

金融情報研究会『ビッグバン完全攻略本』興陽館書店。  
フランク・パート・ノイ『大破局 (フィアスコ)』徳間書店。  
小林秀之他『日本版ビッグバンに欠ける視点 貸手責任と金融倒産』清文社。  
矢田晶紀他『ビッグバン貯蓄・家計得する超運用術』産能大学出版部。  
岩国哲人『夫と妻のための金融ビッグバン』主婦と生活社。  
秋葉菜保子『暮らしのビッグバン対策』ビジネス社。  
井手・大場『資産運用ビッグバン』東洋経済新報社。  
竹村健一『頭のいいビッグバン利用術』クレスト社。  
清水洋『ビッグバンで損をしない資産防衛』日本能率協会マネジメントセンター。

(中立的・学習的解説本)

千葉明・芳延『海外金融商品を賢く資金運用する法』同文書院インターナショナル。  
エコノミスト臨時増刊『ビッグバン・マネー特集』毎日新聞社。

(積極的・楽観的解説本)

[図解版]

太田晴雄『これからは資産はドルで持ちなさい』オーエス出版。  
太田晴雄『お金は海外口座で殖やしなさい』オーエス出版。  
小山哲『これからはドル預金で儲けなさい』すばる社。  
石森久雄『これからは投資信託だ』オーエス出版。  
今井激『図解投資信託』東洋経済新報社。

[非図解版]

岡村秀明『お金はドルで増やしなさい』WAVE 出版。  
板垣哲史『儲かる米ドル預金』マネジメント社。  
岩崎直『ビッグバン新投資戦略』徳間書店。  
足立真一『ビッグバンで資産を増やす』東洋経済新報社。  
太田亮二『個人貯蓄大革命』経済法令研究会。  
龍万成・今和朗『なぜ、今シティ・バンクなのか』オーエス出版。

## III 金融業界についての解説本 (業態各論)

(一般)

金融財政事情研究会『ビッグバン業務戦略』きんざい。

齊藤裕『金融ビッグバンをどう生き抜くのか』同文書院インターナショナル。  
 三菱総合研『日本版ビッグバンの衝撃2001年の覇者を総予測する』近代セールス社。  
 銀行研修社『ビッグバン営業戦略 Q & A』銀行研修社。  
 西川三郎『ビッグバン・ウォーズ金融生保最後の選択』幻冬社。

## (銀行)

菊池英博『銀行ビッグバン』東洋経済新報社。  
 鈴多敦之『図説銀行はこうなる』ダイヤモンド社。  
 富樫直記『ポストビッグバン銀行勝ち残り戦略』ダイヤモンド社。  
 多胡秀人『地域金融ビッグバン』日本経済新聞社。  
 杉村正裕『地方銀行金融ビッグバンにどう挑むか』近代セールス社。  
 日原行隆『静岡銀行強さの秘密』日新報道。  
 水野隆徳『シティバンクはビッグバンをどう勝ち抜いたか』講談社。  
 中村一城『外資系大躍進で激変する金融地図』あっぷる出版社。  
 小島郁夫『外資系金融業界の戦略地図』PHP 研究所。

## (証券)

齊藤裕『図説証券はこうなる』ダイヤモンド社。  
 淵田康之『証券ビッグバン』日本経済新聞社。  
 淵田康之『電子証券取引引き：証券ビッグバンの切り札』日本経済新聞社。

## (保険)

佐藤立志『図説保険はこうなる』ダイヤモンド社。  
 古瀬政敏『生命保険ビッグバン』東洋経済新報社。  
 上山道生『損害保険ビッグバン』東洋経済新報社。

## IV 各論(問題別)解説本

## (外国為替)

高橋克秀『図解改正外為法』東洋経済新報社。  
 榊原英資・湖島知高『1998年外為自由化とビッグバン』朝日出版社。  
 海江田万里『改正外為法で日本は浮上する』KK ベストセラーズ。  
 高月昭年『改正外為法』金融財政事情研究会。  
 財部誠一・織坂濠『要説改正外為法入門』フォレスト社。  
 湖島知高『改正外国為替法 Q & A』財經詳報社。  
 湖島知高『わかりやすい改正外為法』大成出版社。  
 片山立志『図解改正外為法が面白いほどわかる本』中経出版。  
 西野武彦『改正外為法で世の中どう変わる』明日香出版社。

## (日銀)

立協和夫『改正日銀法』東洋経済新報社。  
 藤井良広『日銀はこう変わる』日本経済新聞社。

## (持ち株会社)

- 藤原英郎『金融持株会社のしくみと実際』経済法令研究会。  
村上雅博『持株会社解禁と企業結合規制』金融財政事情研究会。  
柿塚正勝『持ち株会社の設立と運用のすべて』ぎょうせい。

## (グローバル・スタンダード, 会計・税務)

- 徳増・加藤『企業会計ビッグバン』東洋経済新報社。  
嶋田浩至『会計ビッグバン：連結重視で株価がわかる』産能大学出版部。  
千野俊猛『2時間でわかる図解世界標準を読む』中経出版。  
多胡秀人他『グローバル・スタンダード』きんざい。

## (外国版金融ビッグバン)

- コーリン・チャップマン『ザ・ビッグバン：ロンドンシティは生き残るか』東洋経済新報社。  
渡部亮『英国の復活 日本の挫折』ダイヤモンド社。  
原田泰『図解ビッグバン先発6ヶ国で何が変わったか』中経出版。